

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>上尾蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>上尾市大字平塚字八ツ山八五八番四地 先から同市大字平塚字谷津下九四三番 地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年十一月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十八年一月二十日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第七号で告示した道 路区域の一部供用開始である。 延長二四五・三〇メートル</p>	<p>備考</p>